

事業計画（福島県南相馬市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況[※]

市内の地区海岸数	20地区海岸
被災した地区海岸数	7地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	7地区海岸

※ 警戒区域内（福島第一原子力発電所から半径20km圏内）を除く。今後の調査により、地区海岸数が増加する見込み。

② 堤防高

10月8日に堤防高を公表[※]。

鹿島海岸 : T.P. 7.2m（対象：高潮）

原町海岸・小高海岸 : T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定。これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定^{※1}を目指す。

・3地区海岸において、本復旧の工事着工^{※2}を目指す。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(南相馬市)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
萱浜	225	堤防、消波工	6.20	7.20	—	H23.10	H23.11	H23.12	H26.3	・本工事 ・用地買収
真野川漁港 南右田	1,288	堤防、消波堤	6.20	7.20	完了	H23.12	H24.2	H24.3	H27.12	・応急復旧 ・用地調査
真野川漁港 烏崎	1,377	堤防、離岸堤	6.20	7.20	完了	H23.12	H24.2	H24.3	H27.12	・応急復旧 ・用地調査
南海老	1,634	堤防、護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ	6.20	7.20	完了	H23.10	調整中	調整中	調整中	・応急復旧 ・用地買収
北泉大磯	747	堤防、突堤、消波堤	6.20	7.20	—	H23.10	調整中	調整中	調整中	・用地買収 ・本工事
洪佐萱浜	2,745	堤防、護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ	4.30 ～6.20	7.20	完了	H23.10	調整中	調整中	調整中	・応急復旧 ・用地買収
雫	204	堤防、護岸、消波堤	6.20	7.20	—	H23.10	調整中	調整中	調整中	・用地買収

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

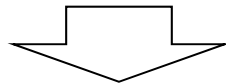
※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

福島県沿岸の地域海岸分割図

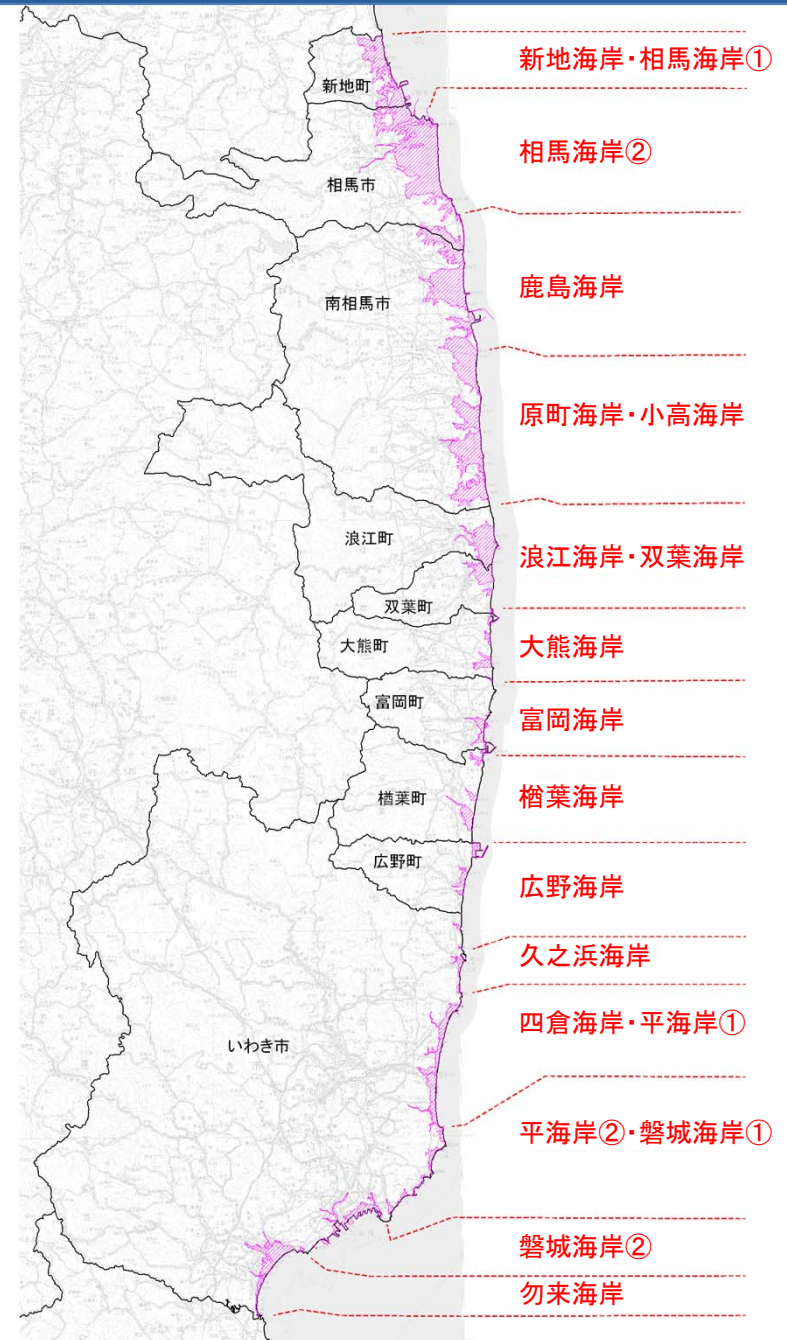
《福島県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 岩崖・岬、湾の形状、海岸線の向き等の自然条件から設定
- 2) 東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲から、連続した浸水範囲を同一の地域海岸として設定



福島県沿岸を14の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県管理河川】

- ① 2級水系新田川水系など^{※1}、3水系9河川23箇所^{※2}での災害復旧事業を予定。
そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い2箇所については大型土のう積み等の応急対策を完了。

- ② 平成23年以内に、全23箇所の災害査定を完了予定。
平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整う17箇所の本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに、そのうち14箇所を完了予定。
残る6箇所についても、設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手。海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。

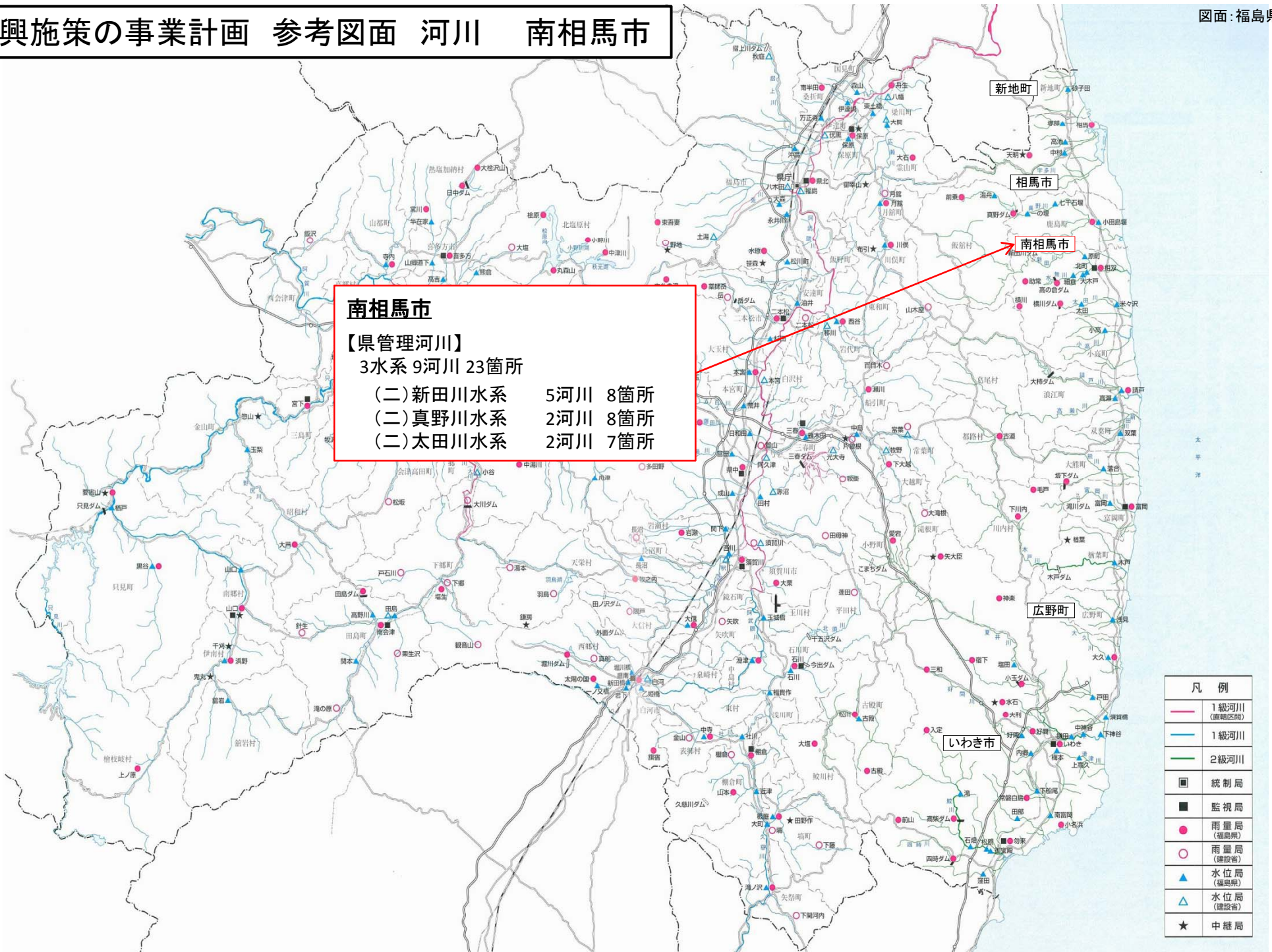
- ③ 成果目標 平成23年度
○ 県管理区間（災害復旧事業）
全23箇所について、平成23年以内に災害査定完了予定
設計、地元調整等が整う17箇所について、平成23年度内に本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに、そのうち14箇所を完了予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 南相馬市

図面: 福島県提供



南相馬市
【県管理河川】
 3水系 9河川 23箇所
 (二)新田川水系 5河川 8箇所
 (二)真野川水系 2河川 8箇所
 (二)太田川水系 2河川 7箇所

凡例	
—	1級河川 (直轄区画)
—	1級河川
—	2級河川
	統制局
	監視局
●	雨量局 (福島県)
○	雨量局 (建設省)
▲	水位局 (福島県)
△	水位局 (建設省)
★	中継局

3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により 1,410ha の農地及び排水機場等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○応急復旧状況

八沢排水機場、金沢排水機場等の基幹的排水施設について実施済み。

○本格的な復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね 6 年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

なお、地盤沈下等により湛水が発生した八沢干拓地区の農地約 460ha については、排水機場の応急復旧等により湛水は解消されており、今後、他の農地と同様、地域の意向を踏まえて農地の復旧を進めていく。

④ その他

大区画化等の区画整理を導入する地区においては、別途、地域の合意形成を進めながら実施していくことが必要となる。

4. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 鹿島区、原町区、小高区
- ② 海岸防災林の林帯 56ha が被災。
- ③ 今年中に、南相馬市復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定。
- ④ これを踏まえ、海岸防災林の基盤整備に早期着手し概ね5年で完了させ、苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね10年で完了を目指す。
(保全対象：県道北泉小高線ほか、集落（萱浜）、農地等)

5. 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

〈南相馬市立学校〉

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の17校について、以下のとおり早急の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる9校については、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- 津波被害を受けた真野小学校については、平成23年度中に応急仮設校舎を建設し、地域の集落移転や地域の要望を勘案し、平成24年度中に移転を含めた総合的な方向性を示す。
- 原発事故により使用できなくなった7校については、平成23年度中に応急仮設校舎を建設するほか、30km圏外の小中学校の特別教室等を普通教室として使用する。現地の被害調査等については、公益立ち入りにより平成23年度中の完了を目標とする。校舎の復旧については、平成24年度中の設計を目標とし、警戒区域の見直し等の措置があり次第、復旧時期を検討する。

〈県立学校〉

南相馬市に所在する県立学校で、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請し、または申請予定の4校について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる原町高校及び相馬農業高校の2校については、所在する地域が原子力災害による緊急時避難準備区域の設定を受けたことから、臨時措置として応急仮設校舎となる相馬高校サテライト校やサテライト協力校を設置し授業を行っているが、平成23年9月30日に緊急時避難準備区域が解除されたことから、今後、本格的な自校での授業再開に支障が生じないように、平成23年度内の完了復旧を目指す。
- 小高商業高校及び小高工業高校の2校については、所在する地域が原子力災害による警戒区域の設定を受けたことから、条件が整い次第、速やかに被災箇所を調査し、本格復旧に着手する。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園1園及び申請予定の高等学校1校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 較的軽微な被害に留まる幼稚園1園について、平成23年4月に事業着手済みであり、平成23年内の復旧完了を目標とする。
- 校庭園庭の土壌処理については、上記の幼稚園1園では、事業完了済みであり、

高等学校 1 校については、平成 23 年度内の復旧完了を目標とする。

- 警戒区域内にある幼稚園 1 園については復旧の見込みが立っていない。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<南相馬市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の 9 施設について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる大甕生涯学習センター、ひばり生涯学習センター、南相馬市博物館、鹿島生涯学習センター、南相馬市スポーツセンター、南相馬市民文化会館の 6 施設については、平成 23 年度中の復旧を目標とする。
- 甚大な被害を受けた原町生涯学習センターについては、平成 24 年度解体、平成 25 年度以内の復旧を目標とする。
- 鹿島歴史民俗資料館及びみちのく鹿島球場については、24 年度中に解体を含めた総合的な方向性を示す。
- 原発事故により使用できなくなった警戒区域内の社会教育施設については、被害調査等を含め、警戒区域の見直し等の措置があり次第、復旧時期を検討する。

6. 災害廃棄物の処理





- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量(640千トン)の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年8月までに仮置場へ概ね搬入した。今後は、一部地域で仮置場の設置に対する住民の理解が得られないため時間を要することから、その他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成25年3月までを目途に完了させる。
なお、11月8日現在、全ての災害廃棄物の62%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等(公物を除く。)の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、仮置場の確保に時間を要しているため、平成24年9月までを目途に完了させる。
損壊した公物の解体についても、大規模な公物建築物の解体に時間を要するため平成25年3月までを目途に完了させる。
※ 警戒区域については未定。
- ④ また、中間処理・最終処分について、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処理を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(福島県南相馬市)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (10/8福島県公表)										
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)								
2. 河川対策 (県管理河川)													
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧 (河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。)								
		⇐ 出水期			⇐ 出水期			⇐ 出水期					
3. 農地・農業用施設													
基幹的農業用施設 (八沢排水機場等)			がれきの撤去、応急復旧		本復旧 (市策定の復興計画等や、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)								
農地			がれきの撤去		土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等を進め、順次営農再開(地域の意向により、区画整理を実施)								
<p>(注) 大区画化の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。</p> <p>本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したものであり、復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら進めていく必要がある。</p>													

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
4. 海岸防災林 (鹿島区他)													
5. 学校施設等													
<市立学校>													
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
甚大な被害を受けた学校の復旧	応急仮設校舎の建設		総合的な方向性決定										
	※ 津波による被害を受けた真野小学校は、平成24年度中に方向性を示す。												

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
幼稚園・ 小中高 高等学校 等	警戒区域内の学校 の復旧	応急仮設校舎の建設		改修のための設計完了										
		※ 警戒区域の見直し等の措置があり次第、復旧時期を検討する。												
	<県立学校>													
	比較的軽微な被害に 留まる学校の復旧	応急仮設校舎 (サテライト校)	校舎等の復旧											
		※ 原町高校及び相馬農業高校は、緊急時避難準備区域解除(平成23年9月30日)に伴い平成23年度内に復旧を完了させる。 ※ 小高商業高校及び小高工業高校は、警戒区域内にあるため、条件が整い次第、校舎等被災箇所を調査し本格復旧を図る。												
	<私立学校>													
	比較的軽微な被害に 留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
	校庭・園庭の土 壌処理事業	1 μ Sv以上の学 校の土壌処理												

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	警戒区域の学校の復旧	警戒区域の解除後、除染・校舎等の本格復旧												
		※ 現段階では見込みが立てられず。												
<市立社会教育施設>														
公立社会教育施設(公立)	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧												
	甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	施設の本格復旧(24年度中に解体、25年度以内に復旧完了)												
6. 災害廃棄物の処理		 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				 (その他の災害廃棄物)								
		 (中間処理・最終処分)				 (木くず、コンクリートくずの再生利用)								